北の恵み 食べマルシェ2019出店規程

① 応募資格

- (1) 北北海道地域(旭川市内、上川・宗谷総合振興局及び留萌振興局管内、道北9市に含まれる紋別市・芦別市・深川市)に店舗・事業所があり、地場産品の販売又は生産・製造・加工及び普及・促進に携わる事業者(自治体及びその他団体を含む。)
- (2) 旭川市と交流のある自治体及び自治体が推薦・紹介する事業者で、それぞれの地域の地場産品や魅力ある料理・加工品を提供できる者
- (3) 上記以外であって、本イベントの魅力向上のため実行委員会が募集する者

② 出店者の選考及び決定

出店の可否は、実行委員会で応募内容を審査の上、決定します。審査に当たっては、申込内容等に関して照会等を行う場合があります。また、必要に応じ、産地を証明する書類の提出を求める場合があります。

<審査の基準>

審査については、次の基準で実施します。(1)又は(2)のいずれかを、必ず満たしている必要があります。

(1) 主たる販売物の原材料が北北海道地域産であること。ただし、肉類及び魚介類については次のとおりとします。

なお、開催趣旨を考慮し、主たる販売物以外についても北北 海道産の原材料を極力使用するよう、ご協力をお願いします。

88		産地等
肉類		(内臓類を含む。)
	鶏肉	北海道
	豚肉	北北海道
	牛肉	北北海道。ただし、牛タン(郷土料理等に該当) に限り道外産及び外国産を認める。
	羊肉	北北海道。ただし、ジンギスカン(郷土料理等に 該当)に限り道外産及び外国産を認める。
	鹿肉	北海道
魚介類		
	海産物	北海道沿岸
	その他	北北海道の河川又は湖沼

※「北北海道」=旭川市内、上川・宗谷総合振興局及び留萌振興局管内並びに紋別・芦別・深川市内をいう。

(2) 主たる販売物が広く一般に認知されている地場産品又は郷土料理、名物料理、地元で評判の地域グルメであること。

<出店が認められない応募者>

次の応募者は出店を認めません。

- (1) 応募資格に該当しない者
- (2) **販売物の主な原材料に外国産の食材を使用している者** (例:外国産の肉を使った焼き鳥、唐揚げや外国産のジャガイ モを使ったポテトフライ等)。ただし、地域に根ざした加工技術 により製造された地場産品及び審査の基準(2)に該当する販売 物については、この限りではありません。
- (3) 自社(店)で通常販売していない商品等を主たる販売物とする者。ただし、本イベントを契機にその後も販売しようとする者については、この限りではありません。
- (4) 過去の出店において、実行委員会からの指導を真摯に受け 入れなかった者(例:路面養生、給排水設備の使用、小間装飾、 搬出入等)

- (5) 過去の出店において、来場者等から本イベントの品位を落 とす接客等によりクレームが多く寄せられた者
- 6) 過去の出店において、出店料の納付、各種申請書類等の提出を期限までに行わなかった者
- (7) 過去の出店において、事前に申請していない出品物を出品した又は申請内容と異なる内容で営業した者
- (8) 過去1か年の食べマルシェにおいて、食中毒等の事故を起こした者
- (9) 反社会的勢力が関与していると判断される者(警察等により確認します。)
- (10) その他、地域の食の魅力発信につながらない出店等、本イベントの趣旨にそぐわないと実行委員会が判断した者

③ 出店場所

出店場所については、会場構成やゾーン内容等によりご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承いただくとともに、実行委員会に一任願います。また、決定した出店場所については、適正な事情がある場合を除き異議を申し立てることはできません。

<ご希望に添えない例>

- (1) 調理に炭火等を使用するため煙が多く発生し、路面店に影響が出ると判断される場合
- (2) 給排水設備において、出店場所への直結工事が困難な場合
- (3) 過去の出店において、路面を著しく汚し、指導後も改善が見られない場合
- (4) 出店希望者多数により出店場所の調整が必要な場合

④ 路面の養生について

きれいなイベントとするため、調理を伴う出店者は、路面を 養生することを義務とします。養生の範囲は、油飛び等汚れが 付着することが想定される範囲とします。

イベント終了後、実行委員会において清掃が必要と判断した場合は、清掃費の実費を請求いたします。

⑤ 火気器具類の取扱いについて

安全なイベント運営を図るため、火気器具類を使用する出店者は、消防法及び旭川市火災予防条例等に従って設置することとします。

- (1) 業務用消火器の設置
- (2) スレート板、耐火ボード等による火気器具類周りの養生
- (3) 油飛び等による危害に対する養生

開催前に消防の査察を実施します。上記を満たさない場合、 営業ができなくなります。

⑥ 申請許可品目及び出店場所以外での

販売・調理の禁止について

保健所に申請し許可された品目及び道路占用・使用許可申請で許可された出店場所以外での販売・調理は認めません。

開催期間中に保健所職員が巡回します。上記を満たさず改善 善の指示に従わない場合、営業ができなくなります。

⑦ 下処理を要する提供品の仕込み場所について

<u>事前に申請した許可施設又はこれに準ずる施設以外での、</u> 下処理、仕込みは認めません。

⑧ 持ち帰りの禁止について

物販以外の調理品は、原則、持ち帰り禁止とします。また、出店者は調理品の持ち帰りが禁止であることについて、購入者に対しての周知を徹底するものとします。

⑨ 接客、販売方法

(1) テント内での対面販売とします。

テントの外(自店テントの前や横を含む。)に出て、呼び込み や試食を提供する等の行為を禁止します。出店者が使用でき るのは、道路占用・使用許可の範囲です。

- (2) 来場者や隣接する店舗に迷惑となるような大音量を発する機材の使用は禁止します。
- (3) 販売に使用できるスペースは限られていますので、スペースに見合った販売商品、使用機材としてください。

⑩ 販売員の常駐について

出店者は、開催期間・開催時間の間、販売員として実行委員会からの指示・連絡を確実に伝達・履行できる者を出店場所に常駐させるものとします。実行委員会へ販売を委託することはできません。

(1) 出店テントへの装飾について

出店テントへの看板設置やテントからはみ出す工作物の設置は、道路占用・使用許可の範囲を超えていること、また、安全確保の観点から認められません。

⑫ 販売に関する必要物品等について

販売に必要な備品・物品等は、出店者が用意・設置するものとします。実行委員会においてもレンタル品の斡旋は行います。

③ ストックヤード、商品・機材管理について

会場にはストックヤードがありません。商品、調理器具、ガスボンベ等はテント(道路占用・使用許可の範囲)の外にはみ出さないよう、出店者が保管・管理を行うものとします。

(4) ゴミ処理について

販売等で発生したゴミ等は出店者が持ち帰り、自身の責任で処理するものとします。ただし、旭川市外の出店者のみ、持ち帰りが困難な場合は個別に有料で対応します。

⑤ 飲料の取扱いについて

本イベントに対し、飲料メーカーの協賛が決定した場合、飲料の販売については、協賛メーカー商品(生ビール、ソフトドリンク等)を指定するとともに、販売価格も統一していただきます。ただし、地ビール・トマトジュース等出店者の地域の特産品については、この限りではありません。

16 お楽しみチケットの取扱いについて

来場者が実行委員会発行の「お楽しみチケット」(共通利用券)で出品物(料理・物販)を購入しようとする場合には、券面記載額を現金同様に取り扱っていただきます。

なお、精算方法等は別途お知らせします。

⑰ 出店に伴う経費負担等

(1) 出店料

出店形式により出店料が異なります。

詳細は、出店形式(3ページ)でご確認ください。

(2) 道路使用許可申請手数料(旭川中央警察署)1小間(1テント) 2,500円

※ 道路占用許可申請手数料(旭川市)は減免となります。

- (3) 臨時営業等許可申請手数料(旭川市保健所)
 - ア 飲食店営業、食肉販売業、魚介類販売業、乳類販売業、 菓子製造業 各2,200円
 - イ 食品販売業(許可対象食品を販売する場合)4,400円
 - ※ 旭川市保健所から5年臨時営業許可を受けている事業 者で、当イベントに出店する旨の計画書の提出が行われ ている場合は、新たな手数料の負担がありません。

なお、道路使用許可及び臨時営業等許可申請手続等

(申請書の集約・提出、手数料の徴収・支払)は、実行委員会が一括して行います。

18 出店料等の請求

出店者ごとに出店料等(出店料・道路使用許可申請手数料・ 臨時営業等許可申請手数料)が確定した後、実行委員会から 請求書を送付しますので、必ず指定期日までに振込により納 付してください(振込手数料は出店者の負担とします。)。

なお、出店申込の取下げは原則として認めませんが、出店者の都合により取り下げる場合は、上記出店料等と同額のキャンセル料を指定期日までにお支払いいただきます。

19 出店の取消し

- (1) 指定期日までに出店料等を納付しない場合、実行委員会は 出店を取り消すとともに、取消しに係る費用弁償を求める場 合があります。
- (2) 次のいずれかに該当した場合、実行委員会は会期中でも出 店を取り消す場合があります。なお、既に納付した出店料等の 返還及び取消しによって出店者が被ったいかなる損失の補償 もいたしません。
 - ア 事前に申請していない出品物を出品した又は申請内容と 異なる内容(例:出品物の産地)で営業した場合
 - イ 申請者以外の者が出店・販売を行った場合(名義貸し等)
 - ウ その他、実行委員会及び関係機関(消防、保健所等)の指導に従わない場合

20 その他

- (1) 本規程に定めのない事項については、後日、出店決定者へ配付する出店マニュアルに従うものとします。
- (2) 提出書類に記入いただいた情報は、関連事業及び共催事業の実施に関わる他の組織・団体等又は実行委員会が広報宣伝を目的に契約する事業者等に提供する場合があります。

②1 イベントの中止

- (1) 本イベントは雨天時にも開催しますが、台風等の荒天、天災地変、暴動、官公署の命令その他不可抗力により、イベントの安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいと実行委員会が判断した場合には中止とする場合があります。
- (2) 本イベントが中止となった場合、出店料、道路使用許可申請 手数料、臨時営業等許可申請手数料等、既に納付された費用 の払戻しはいたしません。また、実行委員会はイベントの中止 によって出店者が被ったいかなる損失の補償もいたしません。